

## 委員会設置規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第57条第3項の規定に基づき、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 本会の事業を推進するため、理事会の諮問に応じ重要事項を審議する委員会を設置する。

### (委員会の種類)

第3条 本会の委員会は、以下のとおりとし、その他の必要な委員会は、理事会の決議により設置することができる。

- ① 総務委員会
- ② 財務・名簿委員会
- ③ 学術誌編集委員会
- ④ 賞選考委員会
- ⑤ ニュース・ホームページ編集委員会
- ⑥ 広報・渉外委員会
- ⑦ 倫理委員会
- ⑧ 男女共同参画学協会連絡委員会
- ⑨ 内閣府連携会議委員会
- ⑩ 国際婦人年連絡会委員会
- ⑪ JNWES委員会

### (構成)

第4条 委員長は、理事をもって充てる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、正会員及び学識経験者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (任命)

第5条 委員長及び委員は、理事会の決議を経て、会長が任命する。

- 2 幹事は、委員の中から委員長が指名する。

### (任期)

第6条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (報告)

第7条 委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

(経費)

第8条 委員会の活動にかかる経費は、本会より支出する。

(規則の改廃等)

第9条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回会通常理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成27年7月18日開催の第3回会通常理事会で制定し、平成27年6月1日に遡り施行する。